# 特集

# 定昇(賃金カーブ維持)の意義について

**久保 直幸** ●連合·中小労働対策局長

### 定期昇給の現状

制度上の定期昇給は、連合の調査(賃金・一時金・退職金調査)によれば、1997年が5,037円(単純平均、以下同じ)、2010年が4,604円となっている。1997年と比較すると2010年は433円低下しており、単純計算すると60歳の賃金水準は18,000円強(433円×42年)低下したことになる。(初任給の上昇分を除く)

#### 賃金制度見直し企業割合

2001年	49.3%
2004年	33.5%
2007年	41.3%
2010年	31.7%

賃金構造基本統計調査を基にした1歳1年間差 (組合員、基本賃金)をみても、1997年の5,750 円から2010年の4,909円へと841円低下している。 (連合・賃金レポート2011)

厚生労働省の就労条件総合調査によれば(**上** 表)、過去3年間の賃金制度の改定状況(2001年 は過去5年間)は各調査年ともに30%を超える。 その見直しの内容は職務や職種、業績・成果など の要素を拡大するものである。

賃金制度の仕事給化の進展とともに定期昇給の 規模を低下させてきたといえる。

先述のように1歳1年間差を維持する(その時点における賃金分布を維持する)ためには、2010年の場合1人平均4,909円必要であるのに対して、2010年の賃金改定額は3,672円(「平成22年賃金引上げ等の実態に関する調査結果」厚生労働省)であった。1歳1年間差の平均額がさらに縮小することとなる。また、連合調査の定昇4,604円を基にすると、定昇の確保にとどまらず300円以上の賃金改善がなければ、賃金分布は維持できず、賃金水準の低下をきたすこととなる。

日本全体の賃金水準は1997年と比較すると2010年は7.1%低下した。(連合・賃金レポート2011)なお、平均賃金のピークは2001年であり、2010年はこれからすると3.1%低下し、1997年との比較では0.9%低下した。賃金水準の低下と平均賃金の低下との乖離は平均勤続の増加、大卒比率の上昇などの労務構成の変化によると考えられる。

### 賃金カーブ維持と定昇制度

連合は、春季生活闘争において賃金カーブの維 持を最低として取組みを進めているが、「連合・ 労働条件等の点検に関する実態調査」による2010 年の単純集計の結果(「わからない」を除く)は 次のとおりである。賃金カーブを維持した(「賃 金改善できた」を含む、以下同じ) は81.6%とな っている。リーマンショック直後の2009年の 77.8%を除くと、過去5年間は概ね83%前後であ る。これを定期昇給制度の有無、個人別賃金の把 握の有無別に賃金カーブ維持の状況を詳細に集計 したのが、下表である。

定期昇給・個人別賃金の把握の 有無別にみたカーブ維持の状況(%)

定期昇給制度あり						
把握している			把握していない			
維持+改善	維持した	維持できなかった	維持+改善	維持した	維持できなかった	
6. 9	83. 1	10.0	7.8	81. 5	10. 7	
定期昇給制度なし						
把握している			把握していない			
維持+改善	維持した	維持できなかった	維持+改善	維持した	維持できなかった	
5. 5	53. 5	41.0	6.2	55. 9	37. 9	

当然のことながら定期昇給制度があり、個人別 賃金を把握している場合が賃金カーブを維持した 割合が最も高く90.0%となっている。反対に、定 期昇給制度がなく、個人別賃金を把握していない 場合は62.1%である。

左表の基になっているデータを、定期昇給制度 の有無別に集計すると「定期昇給制度あり」の場 合、賃金カーブを維持した割合が80.2%であるの に対して、「定期昇給制度なし」は44.9%である。 定期昇給制度が賃金カーブ維持に大きな役割を果 たしていることが明らかである。一方で、個人別 賃金の把握の有無別に集計すると、明らかな差が 認められず、当然かもしれないが「わからない」 とする割合が約30%に達している。

## 定昇コスト論

2012春季生活闘争に臨むにあたって経団連は、 経営労働政策委員会報告を発表し、総額人件費の 管理の観点から「定期昇給の延期・凍結」の可能 性に言及した。定期昇給の実施が総額人件費の増 ではないことを認めながらも、「査定による個人 差があったとしても、毎年、誰もが自動的に昇給 する仕組み」として定期昇給に対して否定的であ る。

定期昇給制度は人事制度の一環であり、その意 義は、従業員間の賃金差についての合理的根拠を 与え、そのことによって勤労意欲を維持・向上さ せることにある。賃金決定(賃金格差)の根拠を 年功や職能、職務、成果などいずれに求めるかは、 それぞれの企業文化・風土によるものであり、そ の当否を議論することは意味がないが、定期昇給 を凍結することは少なくとも、この定期昇給本来 の意義を低下、または、失わせるものである。具 体的には、定期昇給を凍結すると、賃金の決定基

準に照らして賃金が低下し、人事考課の結果をも 賃金に反映しないこととするならば、その1年間 の努力が無になる。コスト対策として定期昇給の 凍結を唱えるのではなく、それぞれの目的に応じ て慎重な論議をすべきであろう。

なお、年功的な賃金分布に対して否定的な論調が見受けられるが、西欧諸国における賃金統計を見ても、程度の差はあっても賃金分布は右肩上がりになっていることを確認する必要がある。賃金の決定基準を職務や成果に求めるとしても、平均的には、経験を積むことによって熟練が深まり、その結果、より高い職務に就き、または、より高い成果を挙げるであろうことからすると当然と言えよう。年功に合わせて賃金が右肩上りになるのは日本に限ったことではない。

### 人事制度見直しについて

既述のように人事制度についての仕事給化が進 み、定期昇給の規模が低下している。旧来の日本 型人事システムは、属人的な要素が強く、携わる 仕事との関連は弱い。しかし、これが故に人員配 置と仕事の配分を柔軟に行うことができるという メリットがあった。その一方で、現在進行中の属 人的要素を排した仕事給化は、携わる仕事と処遇 を予め約束するものである。仕事の質と量に応じ た処遇(賃金)という観点からコスト対応力が高 いといえるが、企業を取り巻く環境変化に対応す るためには、一人一人との仕事と処遇の約束を変 更する手続きが必要となる。この手続きを省略す るならば、人事制度ひいては企業に対する信頼性 を損なうこととなる。企業運営の観点からは、融 通が利かない仕組みということができ、旧来の日 本的経営の全面的な見直しが必要となる。

# 横並びを否定することはできない

経営側から、賃金や賃上げについての横並びの 時代は終わったとの主張がされて久しい。賃金は、 個々の企業の支払い能力に応じて支払うべきとの 立場であるが、実態に照らすと当を得ているとは 言えない。もっとも典型的には初任給であるが、 これは企業業績に応じて多少のプラス・マイナス があるものの、基本的には対象となる労働市場の 相場を基にして決定されている。初任給は労働者 を雇い入れるために設定されるものであり、支払 い能力に基づいて初任給を設定したとしても市場 における競争力がなければ、採用ができないこと となる。したがって、初任給相場を無視して、支 払能力のみで初任給を決定することはできない。 なお、個別賃金について明らかな相場が形成され ているのは、初任給に限られていることから、初 任給以外の賃金ついては支払い能力の影響を受け ていることは否めないが、例えば35歳で17年程度 の経験を有する者に係る賃金相場が形成されたと すると、これを無視することは困難であろう。

同様のことは、賃上げについても指摘することができる。企業が赤字であるとき、即、賃上げゼロ、とはなってはいない。(経営危機にある場合を除く)すなわち、勤労意欲をいかに維持するかを考えると、相場からのマイナスアルファはあったとしても、賃上げゼロに直結ものではない。

# 人材確保と定昇

企業の競争力の源泉が人材にあることについて は、労使ともに違いはない。質の高い労働力をい かに確保するかという観点からは、既述のように

初任給相場を無視することはできない。しかしな がら、これまでは新卒採用のための競争力のある 初任給にしか目が向いていないきらいがある。質 の高い労働力をいかに確保するかということと同 時に、確保された労働力の流失をいかにして防止 するかが重要である。

新卒の入社3年目までの退職率は、高卒が約 40%、大卒が約30%となっている。入社して一人 前の労働力に達するまでには半分以上の人々が退 職していると想像される。これは一人前になるま での途中退職者に対する投資(賃金)が回収され なかったことを意味しているが、退職者の立場か らすると会社が魅力的ではなかったということで ある。会社の魅力を一律に定義することはできな いが、賃金の水準もそのひとつになりえる。同様 の経験・熟練状態にある労働者の賃金水準の違い が転職の動機となることは、バブル期に経験済み である。人口構造の変化からすると、バブル期と 同様の労働力の奪い合いが起こること必至であり、 個別賃金水準を注視しなければならない。

初任給について相場があることから、定期昇給 額の差は、勤続年数に累積した差として表れ、水 準の差となる。定期昇給額に1,000円の差があれ ば、勤続10年時点では10,000円の水準差となる。 中小にあっては標準労働者が少ないことから、個 別賃金の取り組みが困難な状態にあるが、世間並 みの定昇額を確保することが賃金水準確保に欠か せない。

# 相場形成に向けた取組み

連合は2012春季生活闘争において、構成組織に 対して各種の情報開示を要請し、3月9日には、

中核組合の個別賃金水準、賃金カーブ維持原資な どを開示した。地方の中小労組が、中央・大手の 賃金水準や賃金カーブ維持原資について、自らの それとの比較を通じて労使交渉の一助とすること を狙いとしたものである。

また、中小企業の大半が地域企業であることか ら、それぞれの地方における賃金水準や賃金の引 上げ相場を形成するために、地域ミニマム運動を 提起し地域における賃金データの収集と分析を行 った。中央・大手の水準について経営者からする と参考にならないと主張することはできても、そ れぞれの地方における賃金水準や賃金カーブ維持 原資、賃金引上げの相場が明らかにである場合は、 前述のようにないがしろにすることはできない。 ミニマム運動は、それぞれの地方における水準 (相場)を明らかにするものである。そのため、 地方共闘会議を設置して、ミニマム運動で得られ たデータをもとに要求・解決の情報交換を密にし、 社会に発信することによって地方における相場形 成を図った。

ミニマム運動は、地方の中小労組の賃金の要 求・交渉が、ともすると1人平均○○○円、○ ○%に留まっていることに対して、自らの組合員 の賃金実態を把握し、賃金カーブや賃金水準、賃 金分布の課題を認識することによって、説得力の ある交渉が展開されることをも目的としている。 そのため、賃金データを提出した組合に対して、 種々の分析結果をフィードバックしてきた。

地域ミニマム運動には41構成組織、2270単組が 参加し、300人未満企業の約12万人の組合員の賃 金データが集約された。地方における共闘会議に ついては47の地方連合会すべてにおいて設置され た。